

入札公告の訂正に関する公告

令和7年9月12日付けで公告した「物品の購入(軽自動車)」について、下記のとおり訂正するので公告します。

記

物品の購入（軽ワンボックス1台）

「2号物件:仕様書」

9 その他

- ⑤登録手続きに必要な書類の準備及び諸費用は、全て受注者の負担とする。ただし、自動車重量税・自賠責保険料(25ヶ月)・車両リサイクル料は、各納入先官署の検査に合格した後に物件の代金とは別に、受注者の発行する請求書をもって買受人が支払うものとする。

以上公告する。

令和7年9月18日

支出負担行為担当官

九州森林管理局長 眞城 英一

※お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、九州森林管理局のホームページをご覧ください。

(<http://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/apply/publicsale/koubo/index.html>)